

7章 鉄骨工事

8節 錆止め塗装

7. 8. 1 一般事項

- (1) この節は、鉄骨の錆止め塗装に適用する。
- (2) この節に規定する事項以外は、18章[塗装工事]による。

7. 8. 2 塗装の範囲

- (1) 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲は、特記による。また、耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲は、特記により、特記がなければ、次の部分以外の範囲を塗装する。
 - (ア) コンクリートに密着する部分及び埋め込まれる部分
 - (イ) 高力ボルト摩擦接合部の摩擦面
 - (ウ) 密閉される閉鎖形断面の内面
 - (エ) ピン、ローラー等密着する部分及び回転又は摺動面で削り仕上げした部分
 - (オ) 組立によって肌合せとなる部分
- (2) 工事現場溶接を行う部分でも、溶接に支障となる錆が発生するおそれのある場合は、溶接に支障のない適切な防錆処置を講ずる。
- (3) 工事現場溶接を行う部分の両側それぞれ 100 mm程度の範囲及び超音波探傷試験に支障を及ぼす範囲の塗装は、超音波探傷試験の完了後に行う。

7. 8. 3 工事現場塗装

18. 3. 3[錆止め塗料塗り](2)による錆止め塗料塗りの工事現場塗装は、次による。

- (ア) 工事現場で組み立てた接合部の素地ごしらは、表18. 2. 2によるC種とし、工場塗装と同種の錆止め塗料により塗装する。
- (イ) 現場搬入後に塗膜が損傷した部分は、活膜を残して除去し、錆止め塗料で補修する。
- (ウ) 錆が生じた部分は、旧塗膜を除去し、表18. 2. 2によるC種の素地ごしらえを行った上、錆止め塗料で補修する。

7. 8. 4 塗料種別

- (1) 鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面の錆止め塗料の種別は、特記による。特記がなければ、表18. 3. 1[鉄鋼面錆止め塗料の種別]のA種とする。
- (2) 耐火被覆材が接着する面に塗装する場合の錆止め塗料の種別は、特記による。